

荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託仕様書

荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託について仕様を定める。なお、公募型プロポーザルの実施によって委託候補事業者が決まった際には、提案内容を踏まえて仕様書の内容を修正した上で契約締結を行うものとする。

1 業務名

荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託

2 目的

本業務は、これまでに整備してきた荒川遊園の世界観を演出したオリジナリティあふれるイルミネーション設備を継承しつつ、適宜グレードアップし、これまでも増して多くの方々から愛される施設となるよう、イルミネーションを整備し管理することを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

荒川遊園敷地内（A地区、B地区、及びC地区）
別途位置図参照

5 業務内容

現在設置されているイルミネーション設備を継承し、下記の業務を行うこと

（1）イルミネーションのデザイン及び設計書作成

イルミネーションのデザインを作成すること。また、デザインに基づく設計書（イメージ図等）を作成すること

（2）イルミネーションの作製

（1）で作成した設計書に基づき、イルミネーションを作製すること

（3）イルミネーションの設置

（1）で作成した設計書に基づき、イルミネーションを設置すること。なお、本業務にはイルミネーション点灯において必要となる電源工事を含むものとする。

（4）イルミネーションの維持管理

履行期間中におけるイルミネーション設備の維持管理を行うこと

（5）イルミネーションパレードカーの維持管理

イルミネーションパレードで使用するパレードカーの維持管理を行うこと

（6）イルミネーションのリニューアル

提案に基づく本件履行期間中のイルミネーションのリニューアルについて、予め委託者と作業日時を調整の上実施すること。この際、設置については「6 業務実施に係る要件等（3）イルミネーションの設置・撤去に関する要件等」を留意の上行うこと。ただし、履行期間中のリニューアルを行わないとの提案である場合にはこの限りでない。

（7）イルミネーションの点検等のマニュアル作成

来場者が安全・安心にイルミネーションを楽しめるために、委託者が実施する点検等のマニュアルを作成し、内容についてレクチャーを行うこと

(8) 観覧車のライトアップ業務

区が指定した期間に区が指定する色により観覧車のライトアップを行うこと

6 業務実施に係る要件等

(1) イルミネーションデザインに関する要件等

ア 既存のイルミネーションにオブジェ・モチーフ等のイルミネーションアイテムを追加で設置し、協議の上で実施すること。なお、テーマ・コンセプトを明確にし、荒川遊園のオリジナリティが感じられるデザインとすること。また、既存のイルミネーションのテーマ・コンセプト・デザインを活かしたものとすること

イ 来園者が、以下の季節ごとに変化を楽しむことのできるようなイルミネーション・映像演出及び装飾を行うこと。なお、以下の各期間に示すようなイメージで行うこと

期間	季節	イメージ
4月～5月末	春	お花見、こどもの日
6月～9月末	夏	七夕、海、お月見
10月～11月末	秋	ハロウィン
12月から2月中旬	冬	クリスマス、お正月、バレンタイン
3月	春	ひな祭り

ウ 「七夕、ハロウィン、クリスマス、バレンタイン」のイベント期間にイルミネーションを主体とした装飾を追加で設置すること

エ 設置したイルミネーションを活用した体験型イベントを区へ提案し、委託者と協議の上で実施すること

オ 若年層（主に10代から30代）をターゲットとし、フォトスポットとなるようなポイントを設けること。なお、SNS等での拡散につながるようなデザインとすること。また、フォトスポットについては昼夜問わず利用できるようなものとすること

カ 上記については、点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来園者を楽しませる双方向性のあるコンテンツを取り入れること

キ 各エリアについて、来園者がイルミネーションを立体的に感じながら回遊することのできる動線を確認すること。なお、動線には順路がわかるような掲示を行うなど、委託者と協議の上で来園者が楽しむことのできる工夫を施すこと

ク 普段荒川遊園を利用する機会が少ない区民や観光客等の来園動機となるような、新規性と話題性のあるイルミネーションとすること

ケ デザイン作成に当たっては、著作権等に配慮すること

コ 実施場所及び施工対象について、既存のイルミネーション、現地の周辺景観及び環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること

サ イルミネーションパレードカーの保守・維持管理を行うこと

シ 区が指定した期間、区が指定した色で観覧車ライトアップを行うこと

(2) 使用するイルミネーション機器に関する要件等

ア 受託者において必要なLED電球機器・電源機器を調達し装飾を行うこと

イ 本件のイルミネーションは設置以降、原則として通年での点灯を想定しているため、使用する電材は、環境・安全に配慮し全てLEDとし、LED照明や演出機器を除く、装飾灯

具は低電圧仕様（5V, 12V, 24V）とすること

ウ イルミネーションに使用する全ての灯具は防塵防水保護等級/IP65 以上の耐久性を満たす製品を採用・使用すること

(3) イルミネーションの設置・撤去に関する要件等

ア イルミネーションの装飾やそれに伴う配線は、架空線等、来園者の妨げにならないよう、また、触れられることのないように十分に配慮すること。バリアフリーを考慮し園内通路を横断する配線は禁止とする。また、道路を横断しての設置は行わないこと

イ 屋外配線は屋外仕様ケーブルを使用する。ケーブルは耐久性があり難燃性のもの(VCTF 等)を採用すること。また屋外配線の接続部は極力雨の影響を受けない場所に設け、屋外の接続部分はプルボックス等防滴対策をとること

ウ 2次側電源ボックス・タイマーボックスは、点検が容易に出来る場所に設置すること

エ 使用する全ての器具類はメーカーの国内製品保証があるものを使用すること

オ 点字ブロックの周囲30cm以内にイルミネーションその他付帯設備を設置しないこと。また、点字ブロック機能を阻害するものを設置しないこと

カ 設置・撤去工事の際は警備員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること

キ 歩行者等が装飾等に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること

ク 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること

ケ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること

コ 点滅式LED電球は、受託者が交通管理者（所轄警察署）へ確認を行い、交通安全上支障ないと判断された場合のみ使用を認める。

サ 点灯の概ね1週間前までに試験点灯を行うものとし、指摘箇所があった場合は、即座に修正の上、再度試験点灯を実施すること

シ 工事保険に加入すること

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

ア 委託者の指定する電源から配線を行うこと

イ 電源容量やコンセント箇所が不足する場合は、受託者にて増設作業を行うこと

(5) 点灯期間中における要件等

ア 履行期間中におけるイルミネーション設備の維持管理を行うこと

イ 点灯時間は、デジタルタイマーで管理すること（アナログ不可）

ウ 事故発生時等に、迅速に対応するための体制を構築すること

エ 不点灯が発生した場合には、委託者からの申し出から原則当日中に対応すること

オ 荒天時等における装飾の危機管理・安全確保を図ること

(6) 保守に関する要件等

ア 1ヶ月に一度、点灯状況、損傷・破損等がないか確認を行うこと

イ 確認時に損傷や破損等を発見した場合には、直ちに補修・交換を行うこと

ウ 設置しているイルミネーションのうち、頻繁に損傷・破損等が見受けられる箇所があった場合には、委託者と協議の上、交換・デザイン変更等の対応を行うこと

エ 2ヶ月に一度の総点検を実施し、管理記録を作成すること

オ イルミネーションパレードカーの損傷・破損等を発見した場合には、直ちに補修・交換を行うこと

(7) その他の要件等

ア 本事業において調達する資材や電球などの財産権は、委託者に帰属するものとする。

イ 本事業におけるイルミネーションのデザイン、愛称名、著作権及びその他の無体財産権は全て委託者に帰属するものとする。

ウ 必要に応じて委託者への協議・報告、委託者の立会いを行い、業務を進めること

エ 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までを見込むが、日程を含めた詳細については、別途委託者と協議の上、決定すること

オ 納品・搬入・設置の作業後は、不要物、残材等を撤去し、清掃を十分に行うこと

カ 受託者は、本業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること

キ イルミネーションの設置に係る関係機関・団体との協議・調整は委託者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと

ク 本事業で使用する全ての設備・装置について、想定される事故や災害、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて保険に加入すること

7 成果品

業務完了後、実績報告書及び本事業の記録写真を成果品として提出すること。なお、報告書の規格は以下のとおりとする。

(1) 紙媒体：A4版、片面フルカラー

(2) 電子媒体：報告書及び素材の電子ファイルを記録した電子記録媒体

8 支払い

支払いについては、前期(4月から9月)と後期(10月から3月)の2回に分けて支払う。

なお、前期支払いの際に、中間報告書を提出すること。中間報告書の様式は、前項の成果品と同様の様式とする。

9 公募型プロポーザルにおける提案内容の取扱い

本件に先立ち実施する公募型プロポーザルにおける提案内容をもとに、委託者と協議を行い、契約金額の範囲内で内容を調整した上で実施するものとする。

10 担当

〒116-0011 荒川区西尾久六丁目35番11号

荒川区子ども家庭部荒川遊園課事業計画・安全管理担当 山本

(電話) 03 - 3893 - 6003

(メールアドレス) yuuen@city.arakawa.tokyo.jp

荒川遊園ABC地区 位置図

